

第39回 太平洋広域漁業調整委員会 議 事 次 第

日 時：令和5年3月15日（水） 13：30～

場 所：AP日本橋 グループ

（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント6階）

1 開 会

2 挨 拶

3 議 題

（1）太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示について

（2）太平洋南部キンメダイに関する委員会指示について

（3）その他

①令和5年度資源管理関係予算について

②その他

4 閉 会

太平洋広域漁業調整委員会 委員名簿

根拠法令：漁業法（昭和24年法律第267号）

定 員：28人（大臣選任10人、都道府県互選18人）

任 期：4年 大臣選任委員（第6期）：2022年6月1日～2026年5月31日

都道府県互選委員（第6期）：2021年10月1日～2025年9月30日

区分	氏名	現職	
都道府県互選	北海道 川崎 一好 <small>カワサキ カズヨシ</small>	釧路十勝海区漁業調整委員会会長	
	青森県 竹林 雅史 <small>タケバヤシ マサシ</small>	青森県東部海区漁業調整委員会委員	
	岩手県 大井 誠治 <small>オオイ セイジ</small>	岩手海区漁業調整委員会会長	
	宮城県 關 哲夫 <small>セキ テツオ</small>	宮城海区漁業調整委員会会長	
	福島県 鈴木 哲二 <small>スズキ テツジ</small>	福島海区漁業調整委員会会長代理	
	茨城県 高濱 芳明 <small>タカハマ ヨシアキ</small>	茨城海区漁業調整委員会会長	
	千葉県 石井 春人 <small>イシイ ハルヒト</small>	千葉海区漁業調整委員会会長	
	東京都 有元 貴文 <small>アリモト タカフミ</small>	東京海区漁業調整委員会会長	
	神奈川県 宮川 均 <small>ミヤガワ ヒトシ</small>	神奈川海区漁業調整委員会副会長	
	静岡県 高田 充朗 <small>タカダ ミツロウ</small>	静岡海区漁業調整委員会委員	
	愛知県 鈴木 輝明 <small>スズキ テルアキ</small>	愛知海区漁業調整委員会委員	
	三重県 浅井 利一 <small>アサイ トシカズ</small>	三重海区漁業調整委員会会長	
	和歌山県 片谷 匡 <small>カタタニ タダシ</small>	和歌山海区漁業調整委員会委員	
	徳島県 豊崎 辰輝 <small>トヨサキ ヨシテル</small>	徳島海区漁業調整委員会委員	
	高知県 前田 浩志 <small>マエダ ヒロシ</small>	高知海区漁業調整委員会会長	
	愛媛県 佐々木 護 <small>ササキ マモル</small>	愛媛海区漁業調整委員会会長	
	大分県 濱田 貴史 <small>ハマダ タカシ</small>	大分海区漁業調整委員会委員	
	宮崎県 山田 卓郎 <small>ヤマダ タクロー</small>	宮崎県海区漁業調整委員会委員	
大臣選任	漁業者代表	福島 全良 <small>フクシマ マサヨシ</small>	株式会社福島漁業 代表取締役社長
		鈴木 宏彰 <small>スズキ ヒロアキ</small>	有限会社福栄丸漁業 代表取締役社長
		長島 孝好 <small>ナガシマ タカヨシ</small>	大師丸漁業株式会社 代表取締役
		小坂田 浩嗣 <small>コサカダ ヒロツグ</small>	昭和漁業株式会社 代表取締役社長
		小玉 祐樹 <small>コダマ ユウキ</small>	有限会社小玉漁業 代表取締役
		中田 勝淑 <small>ナカタ カツヒデ</small>	高知かつお漁業協同組合 代表理事組合長
		井上 幸宣 <small>イノウエ ユキノリ</small>	全国かじき等流し網漁業協議会 会長
	学識経験	関 いずみ <small>セキ</small>	学校法人東海大学 人文学部 教授
		北門 利英 <small>キタカド トシヒデ</small>	国立大学法人東京海洋大学 教授
		花岡 和佳男 <small>ハナオカ ワカオ</small>	株式会社シーフードレガシー 代表取締役社長

※ ▲は部会長、■は部会長職務代理者

太平洋広域漁業調整委員会指示第 44 号（案）の概要

1. 経緯

- (1) 遊漁によるくろまぐろの採捕については、令和 3 年 6 月 1 日から太平洋広域漁業調整委員会指示（以下「委員会指示」という。）により以下の規制を導入した。
 - ① 30 キログラム未満の小型魚の採捕禁止
 - ② 30 キログラム以上の大型魚を採捕した場合の水産庁への報告
 - ③ 大型魚について、全海区の採捕数量が漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組みに支障を来すおそれがあると認められる場合は採捕を禁止。
- (2) 令和 4 年度は、上記③について、令和 4 年 6 月 25 日から 6 月 30 日及び令和 4 年 7 月 16 日～8 月 31 日までの間、遊漁による大型魚の採捕を禁止した。令和 4 年 9 月以降、大型魚の採捕は行われていたが、採捕数量の累計が概ね 40 トンを超えるおそれが生じたことから、令和 5 年 2 月 15 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間大型魚の採捕を禁止した。
- (3) 今般、上記の委員会指示の後継措置として、令和 5 年 4 月以降の遊漁によるくろまぐろの採捕に係る委員会指示を発出するもの。

2. 委員会指示 44 号（案）の概要

(1) くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限

遊漁者による小型魚の採捕を禁止。意図せず採捕した場合は直ちに海中に放流しなければならない。

(2) くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限

ア 1 人 1 日あたり 1 尾を超えて大型魚を保持してはならない。大型魚を保持した者が別の大型魚を採捕した場合は、直ちに海中に放流しなければならない。

イ 遊漁者が大型魚を採捕した場合は、重量等を報告しなければならない。※陸揚げした日から 5 日以内に水産庁に報告（現行は 10 日以内）。

ウ 委員会会長は、大型魚の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組に支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、遊漁者による大型魚の採捕を禁止する旨、公示する。

※期間指定の考え方

- ・全海区における採捕数量が以下の表の上段の時期ごとに下段の数量を超えるおそれがある場合：当該時期の末日まで採捕を禁止する。

時期	R5年 4～5月	6月	7月	8月	9月～12 月	R6年 1～3月
数量	5トン	8トン	8トン	8トン	5トン	※

※概ね 40 トンから全海区における令和5年4月1日から 12月31日までの採捕数量の累計を差し引き、R4年度の超過分 (2.6 トン) を差し引いた数量

- ・ 全海区における令和5年4月1日からの採捕数量の累計が概ね 40 トンを超えるおそれがある場合:令和6年3月31日まで採捕を禁止する。
- エ 遊漁者は、ウの公示により大型魚の採捕が禁止された期間中は、大型魚を採捕してはならない。意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

(3) 指示の有効期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

太平洋広域漁業調整委員会指示第四十四号（案）

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十一条第一項の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろの採捕について、次のとおり指示する。

令和五年三月十五日

太平洋広域漁業調整委員会 会長 北門 利英

太平洋広域漁業調整委員会による遊漁者のくろまぐろの採捕に係る委員会指示

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「遊漁者」 水産動植物を採捕する者であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当しないものをいう。
 - ア 漁業者が漁業を営む場合
 - イ 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合
 - ウ 試験研究又は教育実習を行う者がそのために水産動植物を採捕する場合
- (2) 「太平洋」 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する太平洋をいう。
- (3) 「くろまぐろ（小型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム未満のものをいう。
- (4) 「くろまぐろ（大型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム以上のものをいう。

2 くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限

遊漁者は、太平洋においてくろまぐろ（小型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（小型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

3 くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限

- (1) 遊漁者は、太平洋において採捕したくろまぐろ（大型魚）を一人一日あたり一尾を超えて保持してはならない。くろまぐろ（大型魚）を保持した者が別のくろまぐろ（大型魚）（以下「別個体」という。）を採捕した場合は、直ちに別個体を海中に放流しなければならない。

(2) 遊漁者は、太平洋においてくろまぐろ（大型魚）を採捕した場合には、採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日から五日以内に、次の各号に掲げる事項を水産庁資源管理部管理調整課沿岸・遊漁室に報告しなければならない。

ア 採捕した者の氏名、住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、電話番号及び電子メールアドレス

イ 採捕したくろまぐろ（大型魚）の尾数及び重量

ウ 採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日

エ 採捕した海域

オ 遊漁船を利用して採捕した場合は、その船名及び登録都道府県名

(3) 太平洋広域漁業調整委員会会長は、太平洋における遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組に支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、太平洋において遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する旨、公示する。

(4) 遊漁者は、(3)の公示により、くろまぐろ（大型魚）の採捕が禁止された期間中は、太平洋においてくろまぐろ（大型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（大型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

4 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までとする。

5 その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。

太平洋広域漁業調整委員会指示第 44 号の5に基づく遊漁者によるくろまぐろの採捕に関する事務取扱要領(案)

令和5年3月15日策定

太平洋広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は、太平洋広域漁業調整委員会指示第 44 号(以下「委員会指示」という。)の5に基づく遊漁者によるくろまぐろの採捕に関する事務の取扱等につき以下のとおり定める。

1. くろまぐろ(大型魚)の採捕実績の報告方法

委員会指示の3(2)に定めるくろまぐろ(大型魚)の採捕実績の報告は、水産庁ホームページ「遊漁の部屋」(<http://www.jfa.maff.go.jp/j/enoki/yugyo/index.html>)に設けた報告用ウェブサイト(以下「報告サイト」という)に掲載された次に掲げるいずれかの方法により提出するものとする。

(1) 報告サイトへの入力

報告サイトにアクセスし、委員会指示の3(2)アからオに定める事項を報告フォームに入力し報告する。

(2) 報告用アプリケーションの利用

報告サイトに掲載されるアプリケーションを自身のスマートフォン等にインストールした上で、委員会指示の3(2)アからオに定める事項を入力し報告する。

(3) 電子メールによる送信

委員会指示の3(2)アからオに定める事項を入力(報告サイトに掲載される別紙様式をダウンロードし必要事項を入力後の電子ファイルを送付することでも可)し、メールアドレス km-yugyo@maff.go.jp 宛に電子メールで送信する。

(4) ファクシミリによる送信

報告サイトに掲載される別紙様式に必要事項を記載し、ファクシミリ番号：03-3595-7332宛にファクシミリで送信する。

2. 報告に関する留意事項

(1) 委員会指示の3(2)イに定める採捕したくろまぐろ(大型魚)の重量はキログラム単位で記入するものとする。

(2) 委員会指示の3(2)エに定める採捕した海域は、別図の区分(J1～J4、J10)を記入するものとする。

3. 個人情報等の取扱いについて

報告のあった内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。)その他の関係機関(これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。)へ提供することがある。

4. 報告に対する問い合わせ

報告のあった内容について、水産庁から問い合わせることがある。

採捕実績報告書及び個人情報の取扱いに関する同意書

年 月 日

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

1 採捕実績の報告

太平洋広域漁業調整委員会指示第44号の規定に基づき、くろまぐろ（大型魚）の採捕実績について、次のとおり報告します。

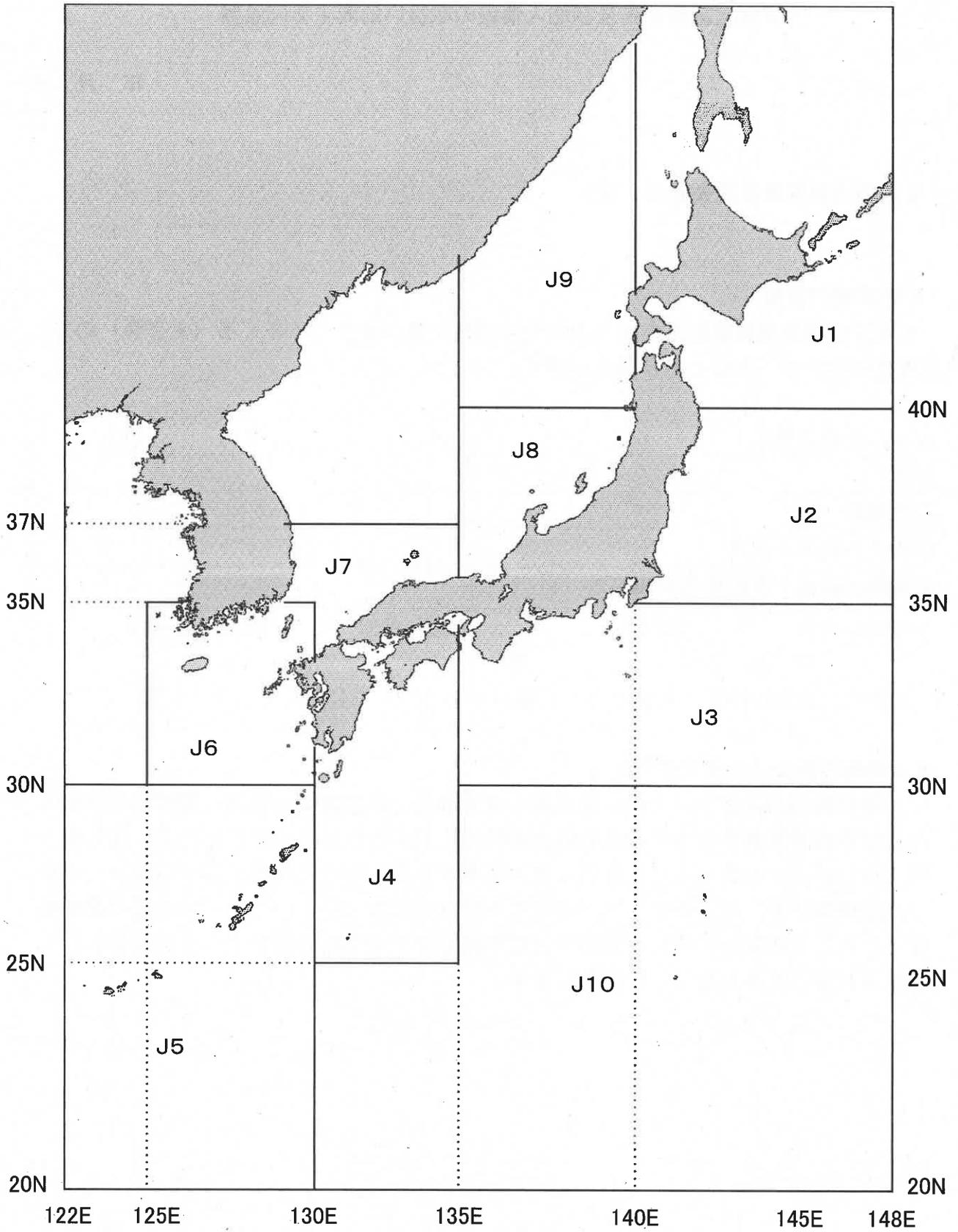
採捕した者の氏名			
住所			
電話番号			
電子メールアドレス			
遊漁船の名称・登録都道府県名※			
陸揚げした日	尾数	重量 (kg)	採捕した海域
年 月 日	尾	kg	

※ 遊漁船（遊漁船業者が乗客を漁場に案内するもの）を利用した場合に記載

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供されることがあることに同意します。

(別図)



太平洋広域漁業調整委員会指示第 44 号に基づく遊漁者のくろまぐろの採捕の制限の違反者への対応方針（案）

令和 5 年 3 月 15 日

太平洋広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、太平洋広域漁業調整委員会指示（以下「委員会指示」という。）第 44 号に基づき、委員会指示に違反した者への対応方針について、以下のとおり定める。

1. 委員会指示の適切な実施を図るため、水産庁は、疑義情報に接した場合等においては、関係する都道府県水産部局と連携して調査・指導を行うとともに、速やかに事務局として太平洋広域漁業調整委員会会長（以下「会長」という。）に報告する。

※ 必要に応じて、水産庁は関係都道府県等と連携して現地調査等を実施。

2. 会長は、上記 1 の報告を受け、必要と認めた場合、当該調査・指導を受けた者に対し、会長名による指導文書を発出し、後日、委員会に報告。

3. 上記 2 の指導を行った後に、当該指導を受けた者が指導に従わないと見込まれる場合又は、再度違反が確認された場合は、漁業法第 121 条第 4 項で準用する同法第 120 条第 8 項に基づき農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請（裏付命令の申請）をする。

裏付命令の申請に係る手続は会長（又は会長職務代理）一任とし、裏付命令の申請をした場合、後日、委員会に報告するものとする。

太平洋南部キンメダイの広域資源管理

1 資源の現状

キンメダイは、我が国では北海道釧路以南の太平洋と新潟県以南の日本海に分布し、そのうち太平洋岸では房総半島から伊豆半島沿岸、御前崎沖、伊豆諸島周辺、四国沖、南西諸島周辺海域などを主な漁場として、立縄、底立延縄、樽流しなどの釣り漁業等によって漁獲されている。この他、小笠原公海、南西諸島周辺、中部北太平洋公海域の天皇海山周辺海域等においても、底立延縄、底刺網、トロール等によって漁獲されている。

1都3県（東京都、千葉県、神奈川県、静岡県）における2005～2009年のキンメダイの漁獲量は7,000トン弱で安定していたものの、2010年以降は減少傾向にあり、2021年には3,841トンとなっている。関東沿岸から伊豆諸島周辺海域におけるキンメダイ資源量は2000年代前半まで4万トン台で横ばい、その後は減少傾向で推移し、2021年は約2.9万トン。親魚量は2000年代前半まで3万トン台で推移し、その後は減少傾向であったが、2017年以降は、増加傾向に転じたとされている。

2 関連漁業種類

- (1) 自由漁業 立縄漁業
- (2) 知事許可漁業（東京都、静岡県） 底立てはえ縄漁業
- (3) 太平洋広域漁業調整委員会承認漁業 底刺し網

3 資源管理の方向性（目標、期間等）

キンメダイ資源を持続的・安定的に利用していくためには、漁獲努力量水準を適切に維持、管理するための取組が重要である。

このため、一都三県の自由漁業を営む漁業者が取り組んでいる資源管理措置を継続または強化していくことにより、資源量を回復させることを目標とする。

4 資源管理措置

- (1) 関係漁業者の合意の下で、下記のとおり漁獲努力量の削減措置を実施。

各海域できめ細かい措置が機動的に講じられている。

① 立縄漁業（自由漁業）及び底立てはえ縄漁業（知事許可漁業）

都県名	関係漁業者の操業海域	取組内容
千葉県	銚子沖、勝浦沖、東京湾口、伊豆諸島	※ 各地の事情により、以下取組を組合せて実施。 ・ 小型魚の再放流 ・ 漁具・漁法の制限 ・ 休漁日・休漁期間の設定 ・ 操業規制区域の設定 ・ 使用済漁具廃棄の禁止等
東京都	大島周辺、利島周辺、新島（含式根島）周辺、神津島周辺、御蔵島・イナンバ、三宅島周辺、八丈島（青ヶ島含む）周辺	
神奈川県	東京湾口、伊豆東岸、伊豆諸島、静岡県御前崎沖（静岡県知事許可）	
静岡県	伊豆諸島、静岡県地先	

② 底刺し網漁業（太平洋広域漁業調整委員会承認漁業 委員会指示第 42 号）

きんめだい底刺し網漁業の承認を受けた者は、底立はえ縄漁業者を会員とする漁業者協議会との間で合意した以下の内容等について実施。

ア 休漁の設定

小型魚や産卵親魚の保護育成のため、次の海域（第 1 紀南海山、第 2 紀南海山、駒橋第 2 海山）においては、11 月 1 日から翌 3 月 31 日までの間において、1 ヶ月間の休漁を実施する。

イ 小型魚の保護（全長制限）

小型魚の保護育成のため、全長 28 センチメートル未満のキンメダイは水揚げをしない。

ウ 漁具の制限

操業にあたっては、内径で 120 ミリメートル以上の網目を有する漁具を使用する。

また、漁具の長さは一連につき 600 メートル以内とし、1 回の操業において投網できる連の数は 5 連までとする。

③漁場環境の保全措置

操業にあたっては漁具の流出を極力防止するとともに、漁場等においてゴースト漁具を発見した場合は、自主的に回収するよう努めている。

- (2) 漁獲努力量の削減措置については、これまでの実施体制及び措置内容を尊重しつつ、各地域及び漁業種類ごとの事情を勘案し、関係漁業者間の合意の下で、現在の取組をさらに進めていくこととする。

5 関係者間の連携体制

従前より、キンメダイ資源管理は「一都三県キンメダイ資源管理実践推進漁業者協議会」を通じて議論を重ね実践してきたが、平成 26 年に同資源の持続的利用を確保するための予防的措置の取りまとめに向けた検討を行うため、協議会の下に各都県の漁業者代表、行政・研究担当者、水産庁及び（国研）水産研究・教育機構で構成される「漁業者代表部会」を設置し、年 2 回程度、同部会を開催することとしている。

令和 4 年度は 9 月 30 日に「令和 4（2022）年度キンメダイ太平洋系群の資源評価結果」が公表となったことから、まずは、水産研究・教育機構と協力して、10 月から 12 月にかけて関係地区への浜周りをを行い、当該評価結果及び今後の資源管理について各都県の関係漁業者等に対して説明の上、質疑応答や意見聴取等を実施した。

その後、漁業者代表部会は本年 2 月 13 日にキンメダイ漁業者協議会兼漁業者代表部会として開催し、同代表部会では、水産機構から資源評価結果及び今後の評価精度の向上につながる情報の整備等について、水産庁からは今後の資源管理について関係漁業者等から頂いた主な意見等について、それぞれ説明・意見交換等を行った。なお、同協議会では、各都県の資源管理の取組内容や関連する情報提供等がなされた。

なお、新たな資源管理の推進にあたっては、資源管理手法検討部会において、水産資源の特性及びその採捕の実態や漁業現場等の意見を踏まえた論点や意見の整理をすることとしており、昨年 12 月 20 日に開催した同部会の整理は、本年 2 月 13 日に開催した水産政策審議会資源管理分科会において確認されたところである。

具体的な論点や意見は、別紙のとおりとなっており、①漁獲等報告の収集については、現

場に負担のかからない報告体制の構築等について、②資源評価については、生態の解明、精度の高い資源評価等について、③資源管理については、自主的な管理の有効性を確認すること等について、④SH会合で特に説明すべき重要事項については、これまでの自主的な資源管理の評価等について、整理された。

今後、当該取りまとめによる論点や意見も踏まえながら、関係漁業者等の理解と協力を得つつ、新たな数量管理の導入に伴う、資源管理の目標や目標達成の方法等について検討を進められるよう、漁業者代表部会等の活用も視野に必要な調整等を加速化していく。

参考 令和4年度キンメダイに関する一都三県の地区別浜周りの実施について

日程	都県	地区
令和4年10月17日	静岡県	御前崎市
令和4年10月26日	東京都	新島村
令和4年10月27日	神奈川県	三浦市
令和4年10月28日	東京都	神津島村
令和4年11月1日	東京都	大島町
令和4年11月7日	静岡県	伊東市、下田市
令和4年11月9日	千葉県	銚子市
令和4年11月10日	千葉県	勝浦市
令和4年11月14日	東京都	三宅村
令和4年12月2日	千葉県	館山市
令和4年12月7日	東京都	八丈町

【別紙】資料 7 を抜粋

第 10 回資源管理手法検討部会の結果について（案）

令和 5 年 2 月 13 日
水産政策審議会
資源管理分科会
資源管理手法検討部会

令和 4 年 12 月 20 日（火）に開催された第 10 回資源管理手法検討部会で整理された論点及び意見は次のとおり。

（1）マルアジ日本海西・東シナ海系群及びムロアジ類東シナ海

（略）

（2）キンメダイ太平洋系群

● 漁獲等報告の収集について

- 多くが自由漁業であることを踏まえ、漁協等を含めた現場に負担のかからない報告体制を構築することが前提となる。
- 採捕位置や体長など、管理だけではなく評価の精度向上にも資する報告内容等を検討する必要がある。
- 適切な資源管理のため、本系群を利用する全ての地域の漁業、遊漁船等による漁獲量を把握する必要がある。

● 資源評価について

- 本系群の資源評価・管理について、一都三県において生態から漁獲に係る詳細な調査を実施し、その生態を十分解明して、精度の高い資源評価、適切な管理手法の構築を図る必要がある。基本的には本系群を利用する全都県を対象とするべき。
- 定量的に T A C 等を設定するのであれば、各地域の努力量削減や漁場における環境変化等を評価に加味するべき。
- 再生産関係、年齢別漁獲尾数の推定、C P U E の標準化（環境、獲り控えの影響等の考慮）、遊漁や食害の影響、当該漁業の就業者の趨勢などの多様な要因を考慮した十分な資源評価となるよう、関係情報を収集するべき。
- 本系群の分布域全ての資源評価を漁場毎に行い、漁場毎の資源管理目標を設定すべき（漁獲努力量による目標が望ましい）。

● 資源管理について

- 漁業者は、これまでの自主管理の継続で十分管理が可能と考えている。自主的な管理の有効性を確認し、自主的管理を基に資源管理すべき。
- 十分な精度の資源評価に基づき漁獲シナリオの検討・設定をするべき。特に親子関係が不明であり、それに基づく T A C 管理に不安。
- 一般論として、最新の技術、データに基づく数量管理が必要なことは理解。しかし、本系群への T A C 制度導入は一都三県のみを管理対象にすることの不公平感等様々な問題がある。系群全体の資源管理を行うべき。
- 小型魚の保護や釣針数の制限など、長期にわたり取り組んできた一都三県による自主的な資源管理を評価した漁獲量の配分をしなければ不公平感を助長する。単純な

実績ベースの適用はすべきではない。

- 漁業者はT A C導入の必要性に疑問があり、これまでの自主管理の継続で十分管理が可能と考えている。自主的な管理の有効性を確認し、自主的管理を基に資源管理すべき。

● S H会合で特に説明すべき重要事項について

- これまでの漁業者による自主的な資源管理を評価。
- 本系群にT A C制度を導入する合理性の検証。
- 資源の公平な利用に向けたT A C導入された場合における配分方法・管理方法の考え方等。
- T A C導入にともなう減収の支援策等。
- 太平洋沿岸の本資源を利用している関係都県での遊漁等を含めた資源管理、サメ等の食害対策。

(以 上)

太平洋南部キンメダイ資源管理の令和4年度の取組状況

【広域資源管理の取組状況】

① 立縄漁業及び底立てはえ縄漁業

海域ごとに小型魚の再放流、漁具・漁法の制限、休漁日・休漁期間の設定及び操業規制区域の設定等の措置を実施。

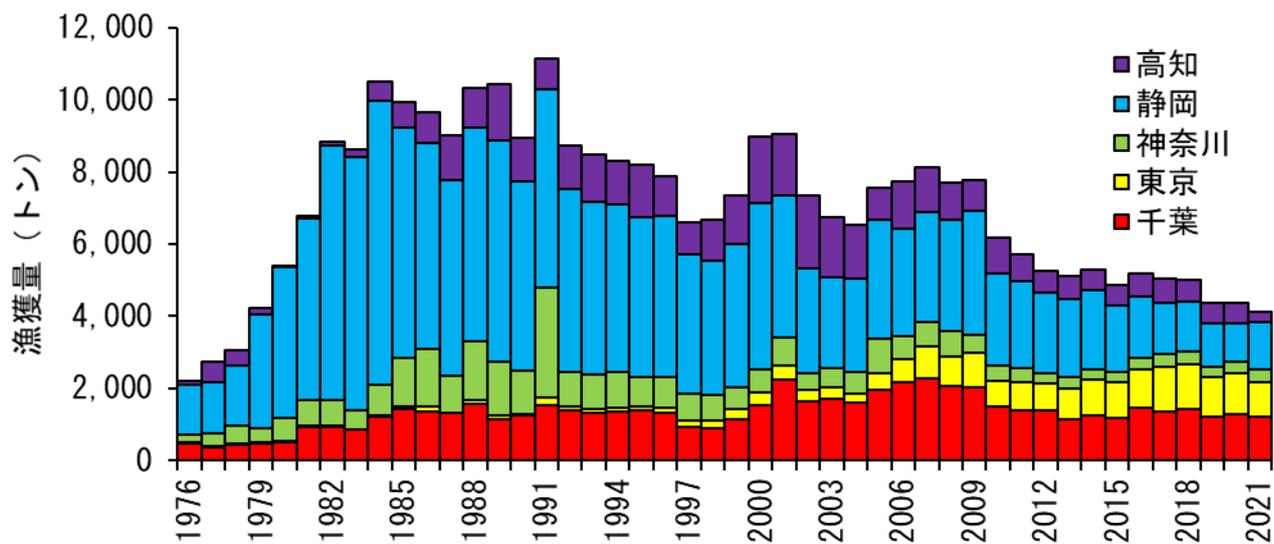


図 千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、高知県のキンメダイ漁獲量の推移

② 底刺し網漁業（太平洋広域漁業調整委員会承認漁業）

太平洋広域漁業調整委員会指示第四十二号に基づき、きんめだい底刺し網漁船1隻を承認。また、小型魚や産卵親魚保護のための期間休漁（11月1日～3月31日までの間のうち1ヶ月）、小型魚の保護（全長制限）、漁具の制限等の取組を実施。

（参考）キンメダイ底刺し網漁業（委員会承認分）漁獲量

H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
35ト	29ト	73ト	64ト	56ト	59ト	64ト	40ト	57ト	34ト

※R4年度は4月から翌年1月末分まで



キンメダイ太平洋系群 今後の資源管理について

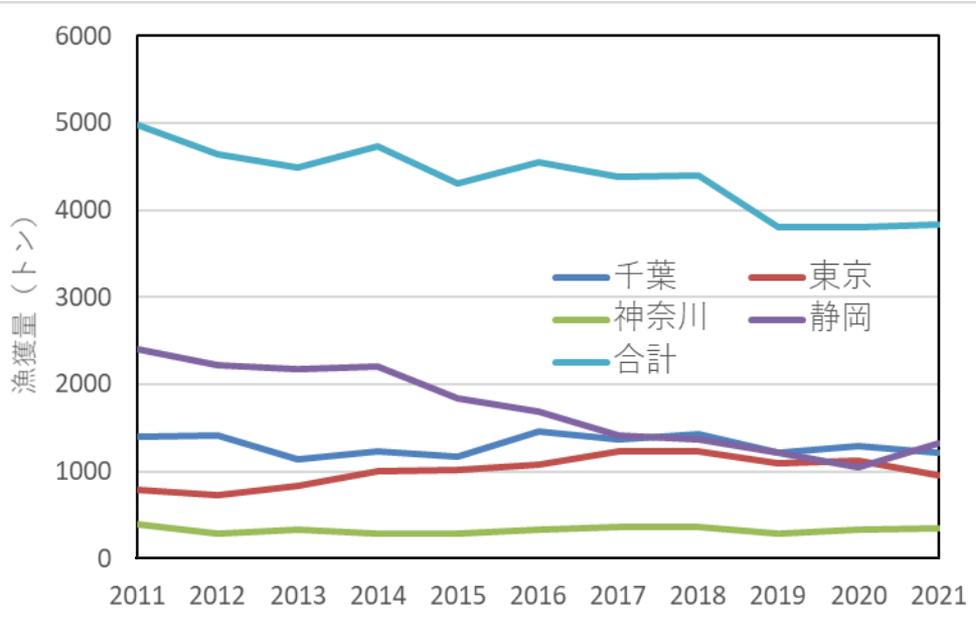
2022年10月～12月浜周りキャラバンでの意見を表示

水産庁

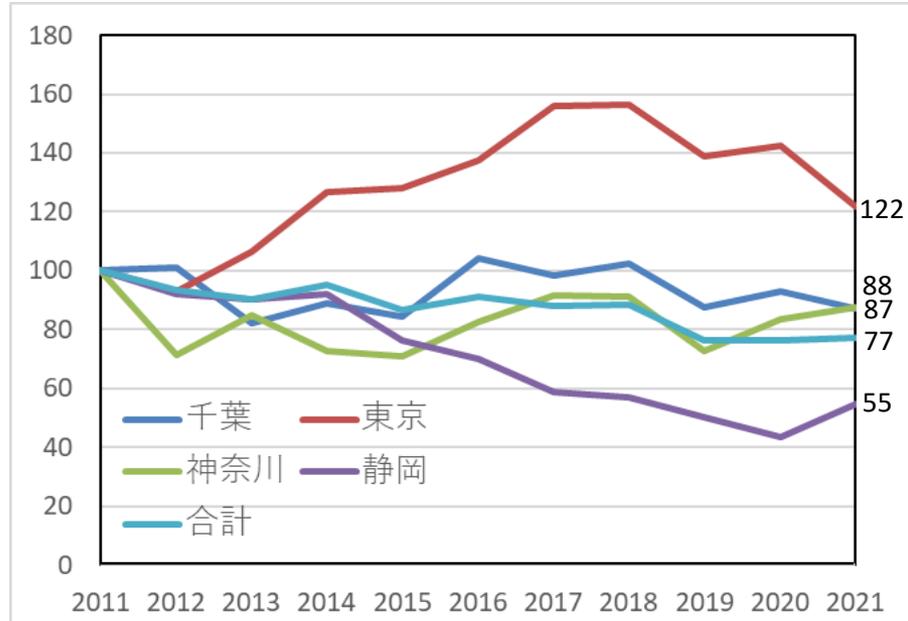
漁獲の現状について①漁獲量

- ・ 2021年 1都3県全体のキンメダイ漁獲量は2011年と比較して77%まで減少。
（この間の資源量は31.6千トンから28.6千トンに減少。）
- ・ 各都県別のキンメダイ漁獲量で見ると、
最大45%減少から22%増加となっており、都県により大きな差がある。

1都3県におけるキンメダイ漁獲量の推移



2011年の漁獲量を100とした場合の漁獲指数の推移

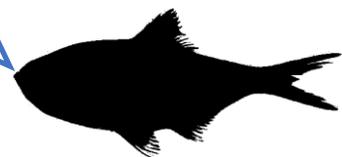


資源の回復に向けた取組・検討状況等と数量管理の提案

- ・令和2年2月に開催した第11回漁業者代表部会では、**資源を回復**させることに**合意**。
- ・これまで漁業者代表部会では、漁獲圧の削減について**地区ごとにできることから管理措置を検討・実践**してきた。
- ・地区ごとで努力量は減少してきたものの、地区ごとに漁法や操業形態が異なり、その努力量データの収集割合もマチマチであるため、**努力量指標については統一の指標を用いることが困難**。
- ・このため、新たに示された目標管理基準値案の達成が見込まれる努力量に置き換えて管理をすることも難しい。



- ・努力量で管理を行う場合、地区ごとに指標が異なり、その統一化が出来ない状況下で、各都県間で不公平感を解消することが困難。
- ・共通言語として「**漁獲量**」を各都県毎に割当て、それを**各都県（地区）のルールで管理（数量管理）**を行うことが**最もわかりやすく公平**である²⁰



これまでの漁業者代表部会、漁業者協議会、浜周りで頂いた御意見

数量管理の導入に関する主な反対理由

- ・ 資源評価結果に納得がいかない。地区毎の管理を尊重して欲しい。
- ・ 黒潮大蛇行の影響で分布が変わっており、資源は減っていない。
- ・ イルカやサメ、バラムツなどの食害が酷いので、それに対応すべき。
- ・ 漁獲努力量による管理をすることで資源は回復できないのか。
- ・ 遊漁による資源への影響が懸念されるため規制すべき。
- ・ 拙速なTAC導入は反対。
- ・ 数量管理の導入による減収に対し補填が必要。

等

いただいた御意見への対応について①

- ✓ 資源評価結果に納得がいかない。地区ごとの取組を尊重して欲しい
- ✓ 黒潮大蛇行の影響で分布が変わっており、資源は減っていない

【対応】

- ・ いただいた御意見を踏まえ、研究機関では評価の改善を図ってきた。
 - 令和3年度の資源評価において加入年齢の設定を変更。
 - 令和4年度の資源評価において水温や流向、流速など海洋環境の影響を考慮した資源評価にするよう改善。（海洋環境を考慮したCPUE）
地区ごとのCPUEについても海洋環境を考慮し提示。
- ・ これまで取り組んできた地区ごとの自主的管理措置があったからこそその資源状態であると認識。自主管理措置は引き続き取り組むことが重要。

いただいた御意見への対応について②

- ✓ イルカやサメ、バラムツなどの食害が酷いのでまずそれを対応すべき

【対応】

- ・ 対策を検討するためにも食害の実態の把握・記録が重要であり、情報収集体制の強化を検討して資源評価の高度化を進める。
- ・ 被害状況や位置の記録・把握のために、補助事業を活用した機器導入について検討できないか。

- ✓ 漁獲努力量による管理をすることで資源は回復できないのか

【対応】

- ・ 適切に漁獲努力量が管理され、漁獲圧を適正な水準にコントロールできる場合は資源の回復を見込むことができる。漁獲努力量の管理には、比較可能な指標が必要だが、算定が技術的に難しいという課題。
- ・ 漁獲量であれば、地区ごと、漁業種類ごとの比較も容易。

いただいた御意見への対応について③

✓ 拙速なTAC導入は反対

【対応】

- ・ 新たな資源管理の推進に向けたロードマップにも記載しているとおり、漁業者の理解と協力を得て進めることとしており、新たな資源評価結果が公表されたことから、丁寧に議論を進めてまいりたい。
- ・ 近年の親魚量は増加傾向（2021年の親魚量23.1千トン）にあり、MSY（最大持続生産量）を実現する親魚量24.3千トンを目指して数量管理を導入する好機ではないか。

✓ 数量管理の導入による減収に対し補填が必要

【対応】

- ・ 漁業収入安定対策の活用や水産バリューチェーン事業等の高付加価値化の取組支援を併せて活用することを御検討いただきたい。
- ・ 支援の内容、規模等については、選択する漁獲シナリオ（どの程度の漁獲量削減が必要なのか。）と併せて検討する必要。

TAC魚種拡大に向けたスケジュール

- 令和3年3月に新たな資源評価結果の公表等のスケジュールを公表
- キンメダイは令和4年9月に資源評価結果を公表（資源の状況と漁獲圧の状況との関係の推移や、資源の将来予測が客観的な形で示された）



MSYベースの資源評価に基づくTAC管理の推進（現行TAC魚種）

【資源管理の流れ】

- 水研機構は、資源ごとに、
 - MSYを達成するために必要な「資源量」と「漁獲の強さ」を算出し、
 - それらと現在の「資源量」と「漁獲の強さ」を比較した評価（神戸チャート）を行うとともに、
 - MSYを達成させるための管理方法の検討を行う材料（資源管理目標と漁獲シナリオ）を提供

2 ステークホルダー会合の結果を踏まえ、資源管理目標と漁獲シナリオを決定

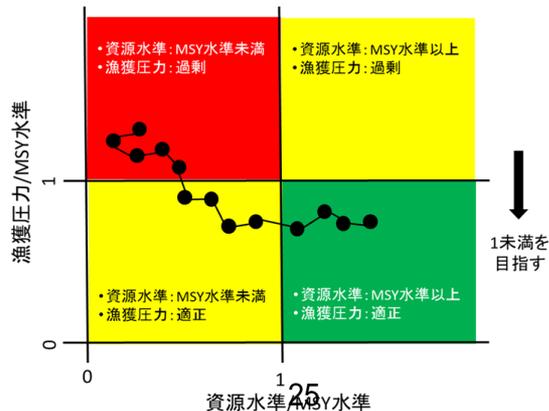
3 資源量と漁獲シナリオから研究機関が算定したABCの範囲内でTACを設定

【神戸チャート】

我が国の資源評価は、従来は資源量だけだったが、漁獲の強さに加え、最大持続生産量を達成する水準との関係を図示したものが神戸チャート。

※ 資源の状況と漁獲の状況の過去からの推移を分かりやすく可視化するために作成されたグラフ。この名称は、2007年に神戸で開催された「第1回まぐろ類地域漁業管理機関合同会合」に由来。

→ 1以上を目指す



↓ 1未満を目指す

TAC魚種拡大に向けたスケジュール

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	漁獲量 ^⑥
キンメダイ					0.1 (83.4)%
太平洋系群					0.1 (83.4)%
北太平洋系群					0.1 (83.4)%
東太平洋系群					0.1 (83.4)%
南太平洋系群					0.1 (83.4)%
インド洋系群					0.1 (83.4)%
大西洋系群					0.1 (83.4)%
地中海系群					0.1 (83.4)%
黒海系群					0.1 (83.4)%
北極海系群					0.1 (83.4)%
南極海系群					0.1 (83.4)%
インド洋系群					0.1 (83.4)%
大西洋系群					0.1 (83.4)%
地中海系群					0.1 (83.4)%
黒海系群					0.1 (83.4)%
北極海系群					0.1 (83.4)%
南極海系群					0.1 (83.4)%
インド洋系群					0.1 (83.4)%
大西洋系群					0.1 (83.4)%
地中海系群					0.1 (83.4)%
黒海系群					0.1 (83.4)%
北極海系群					0.1 (83.4)%
南極海系群					0.1 (83.4)%
インド洋系群					0.1 (83.4)%
大西洋系群					0.1 (83.4)%
地中海系群					0.1 (83.4)%
黒海系群					0.1 (83.4)%
北極海系群					0.1 (83.4)%
南極海系群					0.1 (83.4)%
インド洋系群					0.1 (83.4)%
大西洋系群					0.1 (83.4)%
地中海系群					0.1 (83.4)%
黒海系群					0.1 (83.4)%
北極海系群					0.1 (83.4)%
南極海系群					0.1 (83.4)%
インド洋系群					0.1 (83.4)%
大西洋系群					0.1 (83.4)%
地中海系群					0.1 (83.4)%
黒海系群					0.1 (83.4)%
北極海系群					0.1 (83.4)%
南極海系群					0.1 (83.4)%
インド洋系群					0.1 (83.4)%
大西洋系群					0.1 (83.4)%
地中海系群					0.1 (83.4)%
黒海系群					0.1 (83.4)%
北極海系群					0.1 (83.4)%
南極海系群					0.1 (83.4)%
インド洋系群					0.1 (83.4)%
大西洋系群					0.1 (83.4)%
地中海系群					0.1 (83.4)%
黒海系群					0.1 (83.4)%
北極海系群					0.1 (83.4)%
南極海系群					0.1 (83.4)%
インド洋系群					0.1 (83.4)%
大西洋系群					0.1 (83.4)%
地中海系群					0.1 (83.4)%
黒海系群					0.1 (83.4)%
北極海系群					0.1 (83.4)%
南極海系群					0.1 (83.4)%
インド洋系群					0.1 (83.4)%
大西洋系群					0.1 (83.4)%
地中海系群					0.1 (83.4)%
黒海系群					0.1 (83.4)%
北極海系群					0.1 (83.4)%
南極海系群					0.1 (83.4)%
インド洋系群					0.1 (83.4)%
大西洋系群					0.1 (83.4)%
地中海系群					0.1 (83.4)%
黒海系群					0.1 (83.4)%
北極海系群					0.1 (83.4)%
南極海系群					0.1 (83.4)%
インド洋系群					0.1 (83.4)%
大西洋系群					0.1 (83.4)%
地中海系群					0.1 (83.4)%
黒海系群					0.1 (83.4)%
北極海系群					0.1 (83.4)%
南極海系群					0.1 (83.4)%
インド洋系群					0.1 (83.4)%
大西洋系群					0.1 (83.4)%
地中海系群					0.1 (83.4)%
黒海系群					0.1 (83.4)%
北極海系群					0.1 (83.4)%
南極海系群					0.1 (83.4)%
インド洋系群					0.1 (83.4)%
大西洋系群					0.1 (83.4)%
地中海系群					0.1 (83.4)%
黒海系群					0.1 (83.4)%
北極海系群					0.1 (83.4)%
南極海系群					0.1 (83.4)%
インド洋系群					0.1 (83.4)%
大西洋系群					0.1 (83.4)%
地中海系群					0.1 (83.4)%
黒海系群					0.1 (83.4)%
北極海系群					0.1 (83.4)%
南極海系群					0.1 (83.4)%
インド洋系群					0.1 (83.4)%
大西洋系群					0.1 (83.4)%
地中海系群					0.1 (83.4)%
黒海系群					0.1 (83.4)%
北極海系群					0.1 (83.4)%
南極海系群					0.1 (83.4)%
インド洋系群					0.1 (83.4)%
大西洋系群					0.1 (83.4)%
地中海系群					0.1 (83.4)%
黒海系群					0.1 (83.4)%
北極海系群					0.1 (83.4)%
南極海系群					0.1 (83.4)%
インド洋系群					0.1 (83.4)%
大西洋系群					0.1 (83.4)%
地中海系群					0.1 (83.4)%
黒海系群					0.1 (83.4)%
北極海系群					0.1 (83.4)%
南極海系群					0.1 (83.4)%
インド洋系群					0.1 (83.4)%
大西洋系群					0.1 (83.4)%
地中海系群					0.1 (83.4)%
黒海系群					0.1 (83.4)%
北極海系群					0.1 (83.4)%
南極海系群					0.1 (83.4)%
インド洋系群					0.1 (83.4)%
大西洋系群					0.1 (83.4)%
地中海系群					0.1 (83.4)%
黒海系群					0.1 (83.4)%
北極海系群					0.1 (83.4)%
南極海系群					0.1 (83.4)%
インド洋系群					0.1 (83.4)%
大西洋系群					0.1 (83.4)%
地中海系群					0.1 (83.4)%
黒海系群					0.1 (83.4)%
北極海系群					0.1 (83.4)%
南極海系群					0.1 (83.4)%
インド洋系群					0.1 (83.4)%
大西洋系群					0.1 (83.4)%
地中海系群					0.1 (83.4)%
黒海系群					0.1 (83.4)%
北極海系群					0.1 (83.4)%
南極海系群					0.1 (83.4)%
インド洋系群					0.1 (83.4)%
大西洋系群					0.1 (83.4)%
地中海系群					0.1 (83.4)%
黒海系群					0.1 (83.4)%
北極海系群					0.1 (83.4)%
南極海系群					0.1 (83.4)%
インド洋系群					0.1 (83.4)%
大西洋系群					0.1 (83.4)%
地中海系群					0.1 (83.4)%
黒海系群					0.1 (83.4)%
北極海系群					0.1 (83.4)%
南極海系群					0.1 (83.4)%
インド洋系群					0.1 (83.4)%
大西洋系群					0.1 (83.4)%
地中海系群					0.1 (83.4)%
黒海系群					0.1 (83.4)%
北極海系群					0.1 (83.4)%
南極海系群					0.1 (83.4)%
インド洋系群					0.1 (83.4)%
大西洋系群					0.1 (83.4)%
地中海系群					0.1 (83.4)%
黒海系群					0.1 (83.4)%
北極海系群					0.1 (83.4)%
南極海系群					0.1 (83.4)%
インド洋系群					0.1 (83.4)%
大西洋系群					0.1 (83.4)%
地中海系群					0.1 (83.4)%
黒海系群					0.1 (83.4)%
北極海系群					0.1 (83.4)%
南極海系群					0.1 (83.4)%
インド洋系群					0.1 (83.4)%
大西洋系群					0.1 (83.4)%
地中海系群					0.1 (83.4)%
黒海系群					0.1 (83.4)%
北極海系群					0.1 (83.4)%
南極海系群					0.1 (83.4)%
インド洋系群					0.1 (83.4)%
大西洋系群					0.1 (83.4)%
地中海系群					0.1 (83.4)%
黒海系群					0.1 (83.4)%
北極海系群					0.1 (83.4)%
南極海系群					0.1 (83.4)%
インド洋系群					0.1 (83.4)%
大西洋系群					0.1 (83.4)%
地中海系群					0.1 (83.4)%
黒海系群					0.1 (83.4)%
北極海系群					0.1 (83.4)%
南極海系群					0.1 (83.4)%
インド洋系群					0.1 (83.4)%
大西洋系群					0.1 (83.4)%
地中海系群					0.1 (83.4)%
黒海系群					0.1 (83.4)%
北極海系群					0.1 (83.4)%
南極海系群					0.1 (83.4)%
インド洋系群					0.1 (83.4)%
大西洋系群					0.1 (83.4)%
地中海系群					0.1 (83.4)%
黒海系群					0.1 (83.4)%
北極海系群					0.1 (83.4)%
南極海系群					0.1 (83.4)%
インド洋系群					0.1 (83.4)%
大西洋系群					0.1 (83.4)%
地中海系群					0.1 (83.4)%
黒海系群					0.1 (83.4)%
北極海系群					0.1 (83.4)%
南極海系群					0.1 (83.4)%
インド洋系群					0.1 (83.4)%
大西洋系群					0.1 (83.4)%
地中海系群					0.1 (83.4)%
黒海系群					0.1 (83.4)%
北極海系群					0.1 (83.4)%
南極海系群					0.1 (83.4)%
インド洋系群					0.1 (83.4)%
大西洋系群					0.1 (83.4)%
地中海系群					0.1

今日意見交換したいポイント

- 現時点での水産庁、一都三県の資源の現状及び資源管理の取組方向についての共通認識の確認等
 - (1) 資源の持続的な利用のため、資源管理の取組の継続や改善が必要という認識でよいか
 - (2) どの程度の資源（量やサイズなど）の状態を利用したいのか。持続的に最大の漁獲量を得られる目標（目標管理基準値）の実現に向けて取り組んではどうか
 - (3) 資源の持続的な利用に向けて漁業者として何が必要と考えるか。（各都県での取組強化、遊漁の影響把握等）
 - (4) 一都三県のキンメダイ漁業の将来について（参入規制や操業ルールの統一化の必要性等）

※これらの議論にあたっては、「資源管理」と「漁業調整」の問題ははっきり区別して検討する必要。

本日の議論を相互理解を深めるための場としたいので、数量管理への御懸念も含めて浜の声を聞かせていただきたい。

令和4年10月～12月の浜周りで頂いた主な御意見等

資源評価や数量管理の導入に関する事項

- 評価結果**
- ① 資源評価は、他県の遊漁船やプレジャー船による漁獲やイルカ・サメ・バラムツなどの食害分を考慮し、その結果については、皆が理解できるように、もっと説明に来てほしい。
 - ② 資源評価結果に懐疑的。これまでの自主的取組（操業時間短縮・休漁期間延長・禁漁区域設定等）が資源の回復に寄与してきたことを十分に反映し、他地区のCPU標準化や遊漁による漁獲を含めるなど、評価精度をもっと向上してから議論すべき。
 - ③ 今般の評価結果に基づく数量管理には反対。一都三県で統一的な資源管理をさらに進めて漁獲努力量による管理（漁獲努力量の数値化などによる資源量の増大等）を検討すべき。漁獲努力量の指標の統一に向けて引き続き検討すること。
 - ④ 漁獲努力量による管理のための数値化ができないのであれば、漁法の統一をすべき。採捕サイズ・縄数・操業時間等の統一的な指標を国から示すべき。
- TAC導入**
- ⑤ なぜキンメダイにTACを導入するのか。一都三県に限られるのか。
 - ⑥ TACの導入によって、漁業者間で漁獲枠の先獲り競争となり、廃業者の増加や地域産業の衰退を招くのではないか。
 - ⑦ 一都三県で自主的な取組が異なるためTACで管理することは反対。
 - ⑧ TAC導入による配分に大きな関心。配分に際しては、各地区の自主的な取組を考慮しないと不公平。また、各年で漁獲量の変動が大きいので翌年に繰り越しできるなど柔軟な対応を検討し、新規就業の阻害要因とならないよう考慮すべき。
 - ⑨ TACを導入したら本当に資源は回復するのか。小型魚の水揚げが増えるなど、今までの取組の努力が無駄になるのではないか。
 - ⑩ これまでの自主的な取組による管理で十分。当面は一都三県で統一的な資源管理をさらに進めて、資源状態が良くならない場合にTACを導入すれば良い。
- 支援**
- ⑪ TACによる管理を行う場合は、漁獲報告等の新たな業務に対応する人材や予算が漁協等にいないことから、行政が支援すべき。
 - ⑫ 資源の回復に向けた取組の必要性は理解するが、厳しい経営状況にあるため、数量管理の導入による減収に対する補填や価格安定のため、漁業関係者（漁協、仲買人、加工業者、販売業者等）も含めた補助制度が必要。
 - ⑬ 資源管理を進めるための許可制の導入には賛成する。また十分な支援があるのならばTACの導入も賛成する。
- 規制**
- ⑭ 自分たちの取組の成果を今後も確保するために漁業の許可制導入の検討が必要なことは理解（他方、許可制となって他の都県に入域出来なくなることに懸念）。
 - ⑮ TAC導入の賛否は別として、他県からの遊漁船やプレジャー船を規制すべき（資源への影響の観点及び漁業調整上の観点）。
 - ⑯ 他県まき網漁船や底びき漁船が小型魚を漁獲している問題があることも踏まえ、一都三県以外の全国を対象にTAC導入の話をするべき。

太平洋広域漁業調整委員会指示第四十五号（案）の概要

きんめだいをとることを目的とする刺し網漁業については、①太平洋の公海においては大臣の許可（※）、また、②各都県管轄海域においては、漁業権又は知事許可に基づき営まれているが、これ以外の我が国の排他的経済水域、領海及び内水（内水面を除く）（以下「我が国EEZ」という。）では、自由漁業として営まれている。

こうした中、きんめだい資源の管理・回復を図るため我が国EEZ内の下記の規制海域において、きんめだいをとることを目的とする底刺し網漁業に係る規制（委員会承認制等）を行うもの。

（※）漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第2条第6号に規定する太平洋底刺し網等漁業

1 操業の承認

下記（1）の規制海域において、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間、下記（2）のきんめだい底刺し網漁業を営もうとする者は、使用する船舶ごとに太平洋広域漁業調整委員会の承認を受けなければならない。

(1) 規制海域

北緯35度以南で次に掲げる線及び陸岸から成る線以東の太平洋の海域のうち我が国の排他的経済水域、領海及び内水（内水面を除く）。

ア 和歌山県紀伊日ノ御埼灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬灯台に至る直線

イ 東経133度の経線が四国南岸の最大高潮時海岸線と接する点から正南の線

(2) きんめだい底刺し網漁業

動力漁船により底刺し網を使用してきんめだいをとることを目的とする漁業（ただし、大臣許可漁業（太平洋底刺し網等漁業）及び都道府県知事の管轄に基づく漁業を除く。）

2 承認の対象者

委員会指示第四十二号の承認を受けて、きんめだい底刺し網漁業を営んだ実績を有する者で、当該実績に係る船舶又はその代船を当該漁業に使用する者

【参 考】規制海域



太平洋広域漁業調整委員会指示第四十五号(案)

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十一条第一項の規定に基づき、きんめだい底刺し網漁業について、次のとおり指示する。

令和五年三月十五日

太平洋広域漁業調整委員会 会長 北門 利英

太平洋広域漁業調整委員会によるきんめだい底刺し網漁業の承認に係る委員会指示

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「規制海域」 北緯三十五度の緯線が本州東岸の最大高潮時海岸線と接する点から正東の線以南、次に掲げる線及び陸岸から成る線以東の太平洋の海域のうち我が国の排他的経済水域、領海及び内水（内水面を除く。）

ア 和歌山県紀伊日ノ御崎灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬灯台に至る直線

イ 東経百三十三度の経線が四国南岸の最大高潮時海岸線と接する点から正南の線

- (2) 「きんめだい底刺し網漁業」 次に掲げる漁業のいずれにも該当しない漁業であつて、動力漁船により底刺し網を使用してきんめだいをとることを目的とする漁業

イ 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第六十条第五項に規定する共同漁業

ロ 法第六十条第七項に規定する入漁権に基づき営む共同漁業

ハ 法第五十七条第一項の規定により都道府県知事が定める規則に定める知事許可漁業

2 操業の承認

規制海域において令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間で、きんめだい底刺し網漁業を営もうとする者は、使用する船舶ごとに、太平洋広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

3 承認証の交付及び備付け義務

- (1) 委員会は、2の承認をしたときは、申請者に別記様式第一号による承認証を交付する。

- (2) 前号の規定により承認証の交付を受けた者は、当該承認漁業を営む期間中、当該承認証を当該承認に係る船舶内に備え付けておかなければならない。

4 承認番号の表示

2の承認を受けた者は、当該承認に係る船舶の船橋の両側の見やすい場所に別記様式第二号により当該船舶に係る承認番号を表示しなければ、当該船舶を当該承認に係る漁業に使用してはならない。

5 漁獲成績報告書

2の承認を受けた者は、当該承認に係る漁業の漁獲成績報告書を委員会へ提出しなければならない。

6 取扱要領

この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する取扱いについては、委員会が別に定める。

7 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和五年三月十五日から令和六年五月三十一日までとする。

きんめだい底刺し網漁業承認証

承認番号			
漁業者	住所		
	氏名又は名称		
船舶	船名	総トン数	
	漁船登録番号	使用権の種類	
漁業根拠地			
操業承認期間	年 月 日から 年 月 日まで		
<p>年 月 日</p> <p>太平洋広域漁業調整委員会会長</p>			

別記様式第二号

太広委底〇〇〇

備考 各文字及び数字は次により明瞭に表示すること。

- (1) 〇〇〇の部分には、当該船舶に係る承認番号を表示すること。
- (2) 大きさは15センチメートル以上、太さは3センチメートル以上、間隔は4センチメートル以上とする。
- (3) 文字及び数字は黒色とする。

(記載例)

太広委底1



きんめだい底刺し網漁業の承認に関する事務取扱要領(案)

令和5年3月15日

太平洋広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）指示第四十五号（以下「指示45号」という。）のきんめだい底刺し網漁業を営むことの承認に関する事務の取扱につき、以下のとおり定める。

1 事務処理の専決及び結果報告

本事務取扱要領に基づく承認の事務処理は、委員会会長の専決事項として処理し、委員会会長は直近の委員会に承認の状況その他必要な事項を報告するものとする。

2 承認の対象者

承認の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 委員会指示第四十二号（以下「指示42号」という。）の承認を受けて、きんめだい底刺し網漁業を営んだ実績を有する者で、当該実績に係る船舶又はその代船（当該実績に係る船舶の使用を廃止し、これに代わって使用する他の船舶）を当該漁業に使用する者。
- (2) 指示42号の承認を受けて、きんめだい底刺し網漁業を営んだ実績を有しない者であっても、やむを得ない事由によるものであることを委員会が特に認めた者。
- (3) (1) 又は (2) に該当する者から相続、法人化により経営を承継した場合等で、委員会会長が特に必要と認めた者。

3 操業の承認をしない者

前項の規定にかかわらず、次の4による承認を受けようとする者が、次のイから二までのいずれかに該当する場合は、操業の承認をしないものとする。

イ 委員会により指示42号に基づく承認を取消され、その取消の日から1年を経過しない者。

ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

ハ 法人であって、その役員又は使用人（操船又は漁ろうを指揮監督する者をいう。）の中に暴力団員等に該当する者があるもの

ニ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

4 承認の申請

指示45号の2の承認（以下「承認」という。）を受けようとする者は、別表に掲げる必要な書類を、4月30日までに委員会事務局（「水産庁資源管理部管理調整課」をいう。以下「事務局」という。）に提出しなければならない。

5 承認期間中の承認の申請

次の各号のいずれかに該当する場合で、承認を受けようとする者は、別表に掲げる必要な書類を、事務局に提出しなければならない。

- (1) 承認を受けた者が、当該承認に係る期間中に、当該承認に係る船舶を当該承認に係る規制海域において当該承認漁業に使用することを廃止し、当該承認に係る期間の残存期間につき、他の船舶について承認を申請する場合
- (2) 承認を受けた者が、当該承認に係る期間中に、当該承認に係る船舶が滅失し、又は沈没したため、当該承認に係る期間の残存期間につき、他の船舶について当該承認を申請する場合
- (3) 承認を受けた者から、当該承認に係る期間中に、当該承認に係る船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割等の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該承認に係る規制海域において当該承認漁業を営もうとする者が、当該承認に係る期間の残存期間につき、当該船舶について承認を申請する場合

6 承認証の書換交付の申請

承認を受けた者（共同経営、相続又は合併等により当該承認を受けた者の地位を承継した者を含む。）は、承認証の記載事項に変更を生じたときは、別表に掲げる必要な書類を、速やかに、事務局に提出しなければならない。

7 承認証の再交付の申請

承認を受けた者は、承認証を亡失、又はき損したときは、別表に掲げる必要な書類を、速やかに、事務局に提出しなければならない。

8 承認証の返納

承認を受けた者は、当該承認に係る期間が経過したとき、又は当該承認がその効力を失い、若しくは取消されたときは、速やかに、その承認証を事務局に返納しなければならない。

9 漁獲成績報告書の様式及び提出期限

承認を受けた者は、別紙様式第9号による漁獲成績報告書を、当該承認漁業の航海ごとに、当該航海の終了後1ヶ月以内に事務局に提出しなければならない。

10 裏付け命令の申請

委員会は、国及び県の漁業取締機関から、指示45号に違反したことを現認し指導したが是正が期待できないとの報告を受けたときは、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十一条第四項で準用する同法第二百一十条第八項の規定に基づき、必要に応じて農林水産大臣に対して、当該違反者に当該委員会指示に従うべきことを命ずべき旨を申請する。

別 表

きんめだい底刺し網漁業承認申請等に必要書類の一覧表

	承認期間 前申請	承認期間中の申請		書換申請		再交付
		代 船	承 継	記載事項 の変更	相続・合 併	
申請書	○	○	○	○	○	○
申請理由書	○	○	○	○	○	○
漁船登録原簿謄本	○	○	○	○	○	
船舶検査証書写し	○	○	○	△	△	
船舶使用承諾書	△	△	△	△	△	
適格性に関する誓約書	○		○		○	
代表者選定届	△	△	△	△	△	
定款及び登記簿謄本	△	△	△	△	△	
年間操業計画書	○	○	○			
海難事故報告書写し		△				
廃業届	△	○	○			
紛失届						○
相続相関図					△	
相続同意書					△	
戸籍謄本					△	
合併契約書					△	
旧承認証	△	○	○	○		△

(別表注)

1. 申請書は、別紙様式第1号によること。
2. 船舶使用承諾書は、別紙様式第2号によること。
3. 適格性に関する誓約書は、別紙様式第3号によること。
4. 代表者選定届は、別紙様式第4号によること。
5. 年間操業計画書は、別紙様式第5号によること。
6. 廃業届は、別紙様式第6号によること。
7. 紛失届は、別紙様式第7号によること。
8. 相続同意書は、別紙様式第8号によること。
9. ○印を付した書類は必須のものであり、△印を付した書類は添付書類注釈を参照し、該当する申請のみに添付すること。

(添付書類注釈)

1. 船舶検査証書写しは、船舶検査証書が必要な漁船は添付する。
2. 船舶使用承諾書は、申請に係る船舶が、自己所有船以外の場合に添付する。船名、船舶の使用期間、使用権の種類、賃借権の額及びその他必要な事項が記載されているものとする。
3. 代表者選定届は、共同経営の場合に添付する。
4. 定款及び登記簿謄本は、申請者が法人である場合に添付する。同一事業年度に再度申請する場合には、申請理由書にその旨を明記し、添付を省略できる。
5. 旧承認証は、操業期間中の場合は写しを添付する。
6. 漁船登録原簿謄本は、証明後3か月以内のものとする。

令和 5 年度水産関係予算の主要事項

—持続性のある水産業の成長産業化と漁村の活性化の実現—

令和 4 年 12 月
水 産 庁

(※) 各項目の下段 () 内は、令和 4 年度当初予算額

1 海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理の着実な実施

【5 年度当初】

【4 年度 2 次補正】

① 漁業経営安定対策の着実な実施

- | | | |
|--|------------------------|----------|
| ○ 漁業収入安定対策事業
計画的に資源管理等に取り組む漁業者・養殖業者を対象に、漁獲変動等に伴う減収を補填する漁業収入安定対策（積立ふらす）を実施 | 2 0 2 億円
(2 0 2 億円) | 3 8 0 億円 |
|--|------------------------|----------|

- | | | |
|---|--------------------|----------|
| ○ 漁業経営セーフティーネット構築事業
燃油・配合飼料の価格が一定基準を超えて上昇した場合に、漁業者・養殖業者と国による積立金を原資として、漁業者・養殖業者に対して補填金を交付 | 1 8 億円
(1 8 億円) | 3 3 0 億円 |
|---|--------------------|----------|

② 資源調査・評価の充実

- | | | |
|---|--------------------|------|
| ○ 200 種程度まで拡大した資源評価対象魚種について評価の推進及び更なる精度向上を図り、最大持続生産量 (MSY) を達成できる資源水準の算定、近年の不漁要因の解明を進めるための調査船調査や、漁業者の協力による漁船活用型調査等を実施し、水産研究・教育機構と都道府県水産研究機関の連携による調査・評価体制を確立 | 6 8 億円
(7 2 億円) | |
| ・ 漁場環境等のデータを収集し利活用する ICT 等の先端技術を用いた機械等の導入利用を支援するほか、水産流通適正化法に係る情報伝達の電子化を推進 | | 5 億円 |

<p>③ 漁業取締・密漁監視体制の強化等</p> <p>○ 我が国周辺海域での水産資源の管理徹底と国際ルールに基づく操業秩序の維持のため、外国漁船の違法操業等に対する万全な漁業取締りを実施</p>	<p>【5年度当初】 152億円 (145億円)</p>	<p>【4年度2次補正】 47億円</p>
--	--------------------------------------	---------------------------

2 食料安全保障の強化に向けた構造転換対策等

<p>① 特定水産物供給平準化事業（原材料転換対策）</p> <p>・ 輸入原材料の調達が不安定化する中、原材料転換に取り組む水産加工業者に安定的に国産原材料を供給するため、魚種の限定なく国産原材料の買取り、一時保管等を支援</p>	<p>【5年度当初】</p>	<p>【4年度2次補正】 10億円</p>
<p>② 水産加工業者等における原材料の調達安定化対策</p> <p>・ 原材料の切替や、輸入原材料等を用いる製造ラインに係る原材料コストの削減等に必要な新商品の開発・製造や機械・設備の導入等を支援</p>		<p>100億円 (うち水産庁分 30億円)</p>
<p>③ 養殖業の構造転換対策</p> <p>○ 養殖業成長産業化総合戦略を踏まえ、養殖生産に必要な餌、種苗に関するボトルネックの克服等に向けた技術開発を支援</p> <p>・ 価格高騰等の調達リスクを有する配合飼料原材料（魚粉）の国産化に向けた取組や低魚粉飼料の開発、人工種苗の供給拠点に整備する資機材や給餌作業の効率化に資する資機材の導入、養殖業者による協業化の取組等を支援</p>	<p>3億円 (2億円)</p>	<p>8億円</p>
<p>④ さけ増殖資材緊急開発事業</p> <p>・ さけふ化放流の効率化を図るため、飼料効率の向上や新たな配合飼料の導入等、増殖団体が行うさけ稚魚の飼料の技術開発等の取組を支援</p>		<p>2億円</p>

3 増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現

【5年度当初】

【4年度2次補正】

① 沿岸漁業の競争力強化

○ 漁船等のリース方式による導入支援

不漁問題や漁業の省エネ化などに対応しつつ、収益性の向上と適切な資源管理を両立させる浜の構造改革を推進するために必要な漁船等のリース方式による導入を支援

30億円
(25億円)

(所要額)

196億円

(水産業競争力強化緊急事業)
うち漁船導入緊急支援事業

- ・ 水産業競争力強化のための機器等導入支援
「広域浜プラン」に基づく生産性の向上、省力・省コスト化に資する漁業用機器等の導入を支援

20億円

(水産業競争力強化緊急事業)
うち機器等導入緊急対策事業

② 沖合・遠洋漁業の競争力強化

○ 漁業構造改革総合対策事業（もうかる漁業）

CO2 排出量削減に対応しつつ、高性能漁船の導入等による収益性向上、長期的不漁問題対策や多目的漁船の導入など新たな操業・生産体制への転換に向けた実証の取組を推進

13億円
(20億円)

70億円

(水産業競争力強化緊急事業)
うち漁業構造改革総合対策事業

- 外務省と連携しつつ、積極的な漁業協力を通じ、入漁先国における日本のプレゼンスを強化し、我が国の漁船の海外漁場における操業を確保

6億円
(6億円)

③ 養殖業の成長産業化

- 養殖業成長産業化総合戦略を踏まえ、養殖生産に必要な餌、種苗に関するボトルネックの克服等に向けた技術開発を支援（再掲）

3億円
(2億円)

(漁業構造改革総合対策事業)

- 大規模沖合養殖システムの実証、マーケット・イン型養殖の実証等による収益性向上の取組等を支援

13億円の内数
(20億円の内数)

70億円の内数

(水産業競争力強化緊急事業)
うち漁業構造改革総合対策事業

	【5年度当初】	【4年度2次補正】
④ 内水面及びさけ・ます等栽培資源総合対策	14億円 (14億円)	
○ 内水面漁業の持続的な管理の在り方の検討、ウナギ等の内水面資源の回復と適切な管理体制の構築、これまでの知見も踏まえたサケの回帰率の向上に必要な放流体制への転換、資源造成・回復効果の高い種苗生産・放流等の手法、対象種の重点化等の取組をきめ細やかに支援		
⑤ 漁業・漁村を支える人材の育成・確保	5億円 (6億円)	3億円
○ 漁業・漁村を支える人材の確保・育成を図るため、漁業への就業前の若者への資金の交付、漁業現場での長期研修等を通じた就業・定着促進、資源管理やICT活用を含む漁業者の経営能力の向上、海技士の確保や海技資格の取得等を支援		
・ 恒常化する人手不足に対応し、漁業・水産加工業における代替人材の雇用や遠洋漁船において現在雇用されている外国人船員の継続雇用等を支援		
⑥ 漁協系統組織の経営の健全化・基盤強化		
○ 海業（うみぎょう）等による収益力向上や広域合併に取り組む漁協に対してコンサルタント等を派遣し、経営基盤の強化を図るための取組等を支援	2億円 (3億円)	
・ 不漁により経営不振に陥っている定置漁業を営む漁協に対し、魚種・漁法の転換等を通じた収益構造転換のための事業計画の策定、民間企業による技術指導等を支援		1億円
・ 「広域浜プラン」に基づき、収益力向上・コスト削減の実証的取組（養殖用生餌の安定供給等）を支援		(所要額) 24億円 <small>(水産業競争力強化緊急事業) うち広域浜プラン緊急対策事業</small>

	【5年度当初】	【4年度2次補正】
⑦ 競争力のある加工・流通構造の確立と水産物の需要喚起	5億円 (6億円)	
○ 生産・加工・流通・販売が連携し、先端技術の活用等により一体となってマーケットニーズに応えるバリューチェーンの構築を支援		
○ 水産加工業者等への原材料の安定供給のための水産物供給における平準化の取組を支援		
○ 魚食普及推進、「新しい生活様式」の下での新商品の開発や消費者の需要を喚起する情報発信等の水産物消費を拡大する取組を支援		
⑧ 輸出力の強化		
・ 加工食品等の輸出拡大に必要なHACCP等対応の施設・機器整備等を支援するほか、農産物等の輸出対応型施設や卸売市場等の整備を推進		110億円の内数
・ 水産物の更なる輸出拡大を図るため、生産・加工・流通・輸出等の水産バリューチェーン関係者が連携して国際マーケットに通用するモデル的な商流・物流の構築を支援		2億円
・ 持続可能な漁業・養殖業の認証等を進めるため、国際水準の水産エコラベルの普及促進等を支援		
⑨ 捕鯨対策	(所要額) 51億円 (51億円)	
・ 捕鯨業の円滑な実施の確保のための実証事業、鯨類科学調査による科学的データの収集、持続的利用を支援する国との連携、鯨類科学調査の結果や鯨食普及に係る情報発信等を支援		

4 地域を支える漁村の活性化の推進、安全・安心の確保

	【5年度当初】	【4年度2次補正】
① 浜の活力再生・成長促進交付金	24億円 (27億円)	45億円
漁業所得の向上を目指す漁業者等による共同利用施設等の整備、地域一体でのデジタル技術の活用、デジタル人材の確保・育成、密漁防止対策など浜プランの着実な実施を推進		(水産業競争力強化緊急事業) うち緊急施設整備事業

【5年度当初】

【4年度2次補正】

② 水産多面的機能の発揮等

- 漁業者等が行う藻場・干潟の保全（ブルーカーボン）、国境監視、災害対応活動や、離島の漁業者が共同で取り組む漁場の生産力向上のための取組、有害生物・赤潮等による漁業被害防止及び栄養塩類対策等の支援等を推進

42億円

(42億円)

- ・ 北海道の赤潮発生地域の漁業被害について、北海道庁等と連携しつつ、広域モニタリング技術の開発、赤潮の発生メカニズムの解明等による発生予察手法の開発等を行うとともに、漁業者等が行う漁場環境の回復等のための活動を支援

15億円

- ・ 八代海・有明海等における、代替漁場の設定や新規漁場の造成等の検討に必要なシスト（赤潮プランクトンの休眠細胞）の分布調査や、海域の流速、底質状況等の赤潮に強い養殖生産体制の構築に資する漁場環境調査を支援

(所要額)

8億円

5 水産基盤の整備、漁港機能の再編・集約化と強靱化の推進

【5年度当初】

【4年度2次補正】

① 水産基盤整備事業<公共>

729億円

270億円

(727億円)

- 水産物の輸出拡大等に向けた拠点漁港等の流通機能強化と養殖拠点整備による水産業の成長産業化を推進するとともに、環境変化に対応した漁場や藻場・干潟の保全・整備、漁港施設の耐震・耐津波化や長寿命化等による漁業地域の防災・減災・国土強靱化対策、漁港利用促進のための環境整備等を推進

② 漁港の機能増進・「海業（うみぎょう）」の振興

(漁港機能増進事業)

6億円

10億円

(6億円)

(水産業競争力強化緊急事業)

うち漁港機能増進事業

- 就労環境の改善、漁港利用者の安全性の向上、漁港機能の再編や「海業（うみぎょう）」振興のための漁港利用の適正化、資源管理・流通高度化、漁港のグリーン化に資する施設の整備等により漁村の活性化を推進

(浜の活力再生・成長促進交付金)

24億円の内数

(27億円の内数)

	【5年度当初】	【4年度2次補正】
③ 農山漁村地域整備交付金<公共>	774億円の内数 (784億円の内数)	
○ 地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備（漁村環境整備を含む。）や農山漁村の防災・減災対策に必要な交付金を交付		
④ 海岸堤防等の対策<公共>	36億円 (36億円)	15億円
○ 南海トラフ地震等の大規模地震が想定される地域での堤防の嵩上げ、補強等による津波・高潮対策や、老朽化が進行した海岸保全施設の改修等を支援		
⑤ 漁港関係災害復旧等事業<公共>	12億円 (12億円)	29億円
○ 被災した漁港施設や海岸保全施設等の速やかな復旧等を実施・支援		

6 東日本大震災からの復興まちづくり、産業・生業（なりわい）の再生

	【5年度当初】	【4年度2次補正】
① 水産業復興販売加速化支援事業	(復興庁計上) 41億円 (41億円)	
○ ALPS 処理水による風評影響を最大限抑制し、本格的な復興を果たすため、福島県を始めとした被災地域における水産加工業の販路回復を促進する取組や被災地水産物の販売促進に必要な取組等について支援		
② 被災地次世代漁業人材確保支援事業	(復興庁計上) 7億円 (4億円)	
○ 震災からの復興に取り組む福島県及び近隣県において、漁家子弟を含め長期研修支援等や就業に必要な漁船・漁具のリース方式による導入を支援		
③ 水産物のモニタリング・水産業の生産対策	(復興庁計上) 15億円 (12億円)	
○ 本格的な復興を果たすため、ALPS 処理水による風評影響を最大限抑制するための水産物の放射性物質モニタリング検査、生産対策のための被災地における種苗の生産・放流支援、漁業・養殖業復興支援事業（がんばる漁業・養殖業）、福島県の漁業者グループに対する漁業用機器設備の導入を支援		